



日司政連発第091009号
平成21年10月21日

広田 博志様

渡邊 繁俊
(日本司法書士政治連盟 事務局長)

質問状の件

拝啓

秋冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴殿より頂戴いたしました質問状の内容につきましては、収支報告書の項目につき誤りがあるのではないかとのご指摘と存じます。

本件につきましては、貴殿より文書をいただく少し前に、当連盟役員より同様の疑問点を指摘されましたので、選管に出向き調査及び相談を行い、記載した項目に誤りがある部分については、精査し修正すべく準備中であります。記載した各事項の内容を精査したうえ、できるだけ早期に修正の申出を行う予定であります。

当連盟の結成当初の規約が「司法書士会員をもって組織し、下部組織として、司法書士会ごとに支部を設ける」となっており、当初は、個人会員の会費で運営されてきた訳ですが、その後、全国に支部組織結成を継続的に促し、一つ一つ徐々に支部が結成され、結果的に長期間かかって全国50の支部、すなわち現在の単位司政連が組織されました。

その後、規約改正が行われ、個人会員から全国50の単位司政連を会員とする組織になりました。

貴殿ご指摘のとおりこの組織変更の時点で、報告書についても個人会員の会費から、単位司政連からの寄付へと記載変更をすべきであったところ、おそらく支部という概念の組織結成であったため、内部組織との認識及び単位司政連からも会費納入規則に基づいて入金されていることもあり内部的には会費という概念が定着してしまい、従来からの収支報告書の仕分項目をそのままにし、現在に至ってしまったものと考えます。

いずれにしても、ご指摘の有無にかかわらず、事務処理における解釈及び収支報告書届出につき誤りがある場合には正すべきは当然でありますので、貴殿のご指摘がそれを少しでも早める機会になったことにつきまして感謝申し上げます。

尚、内容証明にて文書をいただきましたが、貴殿とは所属の司法書士会もお隣であり、多くの仲間同様司法書士制度推進を願う同じ司法書士であり、今後そのために何かご指摘いただく場合には、普通文書あるいは電話でもかまいませんので、ぜひ有意義なご指摘やご提案をいただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

敬具



3 5 0 0 0 5 7

埼玉県川越市大手町
7番地16 柴田ビル2階

司法書士

広田博志様

簡易書留



日本司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3
司法書士会館4階

電話 (03) 3359-0498
FAX (03) 5366-5310